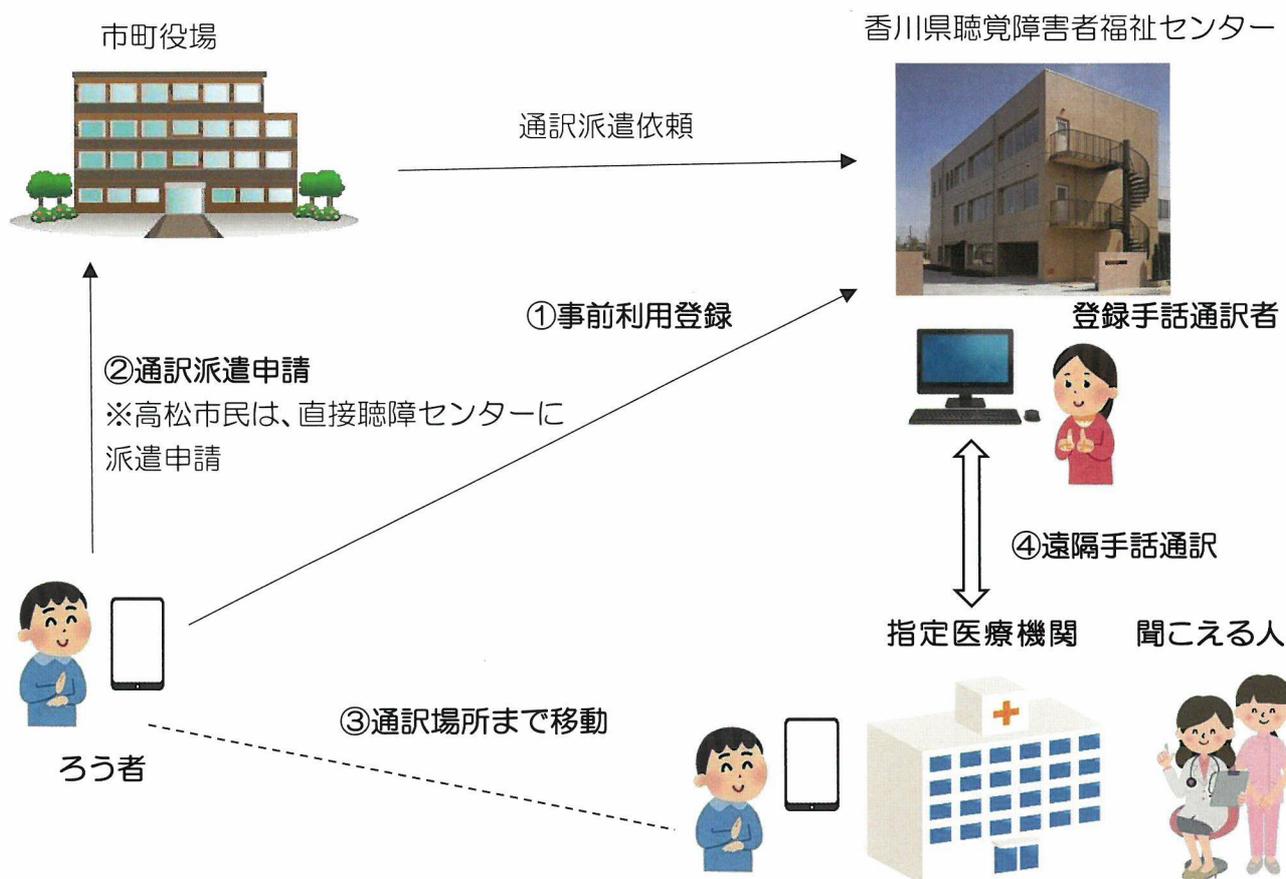


# 新型コロナウイルス感染症の疑いのある方を対象とした 遠隔手話サービスを開始します！

新型コロナウイルス感染症の相談をされて、指定医療機関等で検体採取や詳しい調査、医療機関等での診察・入院となった場合には、遠隔手話サービスにより意思疎通支援をします。

遠隔手話サービスを実施することにより、ろう者と手話通訳者が対面せずに、指定医療機関等でタブレット端末やスマホを使って離れた場所から手話通訳を受けることになります。

## ○利用イメージ図（新型コロナウイルス感染症対応）



## 遠隔手話サービスを利用するには

### （事前準備）

- ①スムーズに利用するために、右の QR コードを読み込んで利用登録してください。
- ②遠隔手話サービスで使用するアプリ「Web ex」をご自分のスマホかタブレット端末にダウンロードしてください。
- ③実際に利用できるかどうか聴障センターより「招待メール」を送ります。
- ④メールが届いたらクリックして「Web ex」テレビ画面が開いて手話で会話ができれば準備 OK です。



### （新型コロナウイルス感染症の疑いが生じた場合）

- ⑤発熱など新型コロナウイルス感染症と疑わしい症状があれば、専用のFAX相談用紙に必要事項を記載して保健所に相談してください。
- ⑥指定医療機関等に受診が必要な場合は、受診場所や日時をお住まいの市町役場に手話通訳派遣申請をしてください。
- ⑦ご自分の自家用車等で指定医療機関に行ってください。
- ⑧受診当日は、聴障センターより招待メールを送りますので、指定の時間になればメールをクリックして「Web ex」を開いてください。
- ⑨お持ちのスマホまたはタブレット端末に手話通訳者が写っていれば、音声の確認をしてもらってから見やすい位置にスタンドなどで固定して受診してください。（スタンドはご持参ください。）

※なお、スマホまたはタブレット端末を持っていない場合は、市町役場等へ手話通訳者の派遣申請をするときに、その旨ご相談ください。

## ご注意とお願い

- ※1 この遠隔手話通訳サービスのご利用は、新型コロナウイルス感染症の疑い等がある場合に限り利用できます。その他の用務等の場合は、通常どおりお住まいの市町役場へ手話通訳者の派遣申請をしてください。  
要約筆記は対象ではありませんので、お住まいの市町役場へお願いします。
- ※2 ご自分のスマホまたはタブレット端末を使用する場合には、
  - ・「Web ex」アプリのインストールが必要です。（事前にダウンロード）
  - ・手話をしやすいように、ホルダー（置き台）などをご用意ください。
  - ・「Web ex」の利用料金は無料ですが、データ通信にかかる費用が発生します。
- ※3 遠隔手話サービスの利用可能時間は、9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）